

平成28年度北九州市決算

平成29年8月

北九州市

目 次

平成28年度決算の概要	1
1 一般会計	2
(1) 概要	2
① 決算規模	
② 実質収支	
(2) 歳入の主な特徴	3
① 市税収入	
② 地方交付税等	
③ 市債発行額	
(3) 歳出(性質別)の主な特徴	5
① 義務的経費	
② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金	
③ 投資的経費	
(4) 財源調整用基金残高	7
(5) 市債残高	7
2 特別会計	8
3 企業会計	8
(1) 上水道会計	8
(2) 工業用水道会計	8
(3) 交通事業会計	8
(4) 病院事業会計	8
(5) 下水道事業会計	9
4 平成28年度における収支改善の取組み	9
5 健全化判断比率等	10
(1) 実質赤字比率	10
(2) 連結実質赤字比率	10
(3) 実質公債費比率	10
(4) 将来負担比率	11
(5) 資金不足比率	11

平成28年度決算の概要

○ 歳入…税制改正の影響等により市税は2年連続の減 等

国の税制改正に伴い、法人市民税の税率が引下げられたことなどの影響により、市税は2年連続の減少となった。

※ 法人市民税において、改正前の税率であれば申告額は前年度を上回っている。

なお、市税収入率は97.9%と6年連続上昇となり、市発足以来最高の収入率となった。

また、地方消費税交付金は平成27年度の交付月数13月から12月に平年度化したことなどにより、22億円の減少となった。

さらに、地方交付税措置のある有利な市債の償還が進んだことなどにより、地方交付税等が46億円の減少となった。

○ 歳出…福祉・医療関係経費は引き続き増

扶助費は、障害福祉関係経費の増などにより、引き続き増加した。

また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療制度への繰出金等も引き続き増加した。

そのほか、投資的経費については、スタジアム整備等により、85億円の増加となった。

○ 財源調整用基金を4年ぶりに取崩

市税や土地売払収入が予算を下回ったことなどにより、平成24年度以来4年ぶりに基金を取崩。

これに伴い、平成28年度末における基金残高は前年度末の322億円から27億円減少し、295億円となった。

○ 市債残高 … 埋立地造成特別会計の廃止に伴い市債残高は増

埋立地造成特別会計の廃止に伴い、市債を一般会計へ引き継いだことなどにより、臨時財政対策債を除く市債残高は7,912億円となり、前年度に比べ124億円の増加となった。

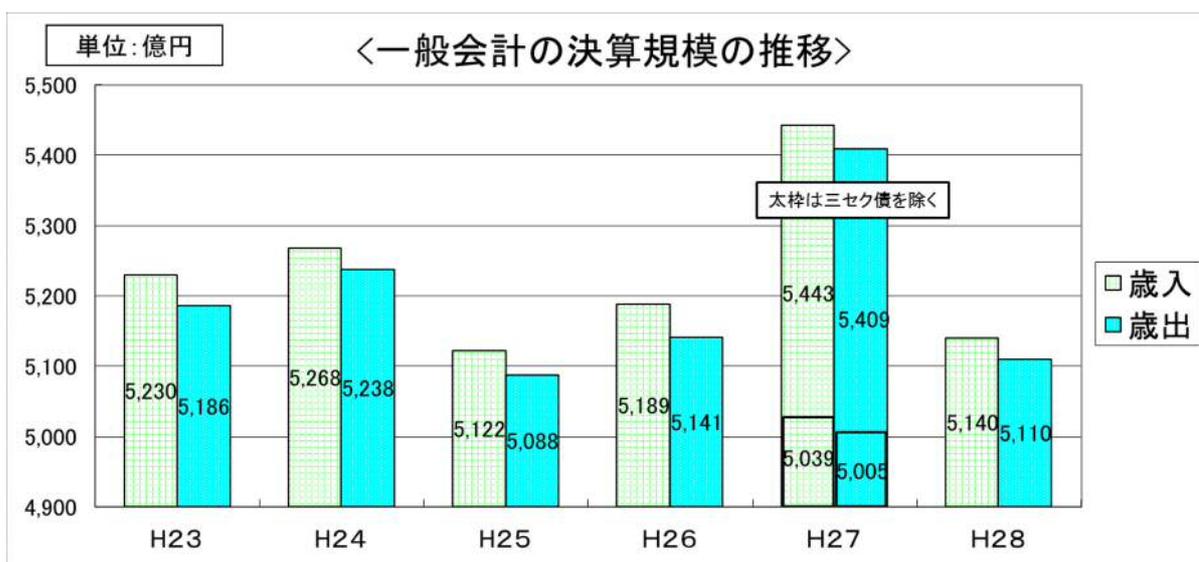
1 一般会計

(1) 概要

① 決算規模は、歳入、歳出ともに対前年度比減

平成28年度一般会計決算は、歳入決算額5,140億2百万円、歳出決算額5,109億73百万円で、いずれも前年度より減少した。

(平成27年度の第三セクター等改革推進債(以下、「三セク債」)の影響を除くと、いずれも前年度より増加した。)



② 実質収支は50年連続の黒字

実質収支は12億79百万円で、昭和42年度以降50年連続の黒字となった。

(単位: 百万円)

区分	28年度	27年度	増減額	増減率
歳入決算額(A)	514,002	544,335	△ 30,333	△ 5.6%
歳出決算額(B)	510,973	540,850	△ 29,877	△ 5.5%
形式収支(C=A-B)	3,029	3,485	△ 456	△ 13.1%
繰り越すべき財源(D)	1,750	2,079	△ 329	△ 15.8%
実質収支(E=C-D)	1,279	1,406	△ 127	△ 9.0%

(2) 歳入の主な特徴

① 市税収入 … 2年連続の減

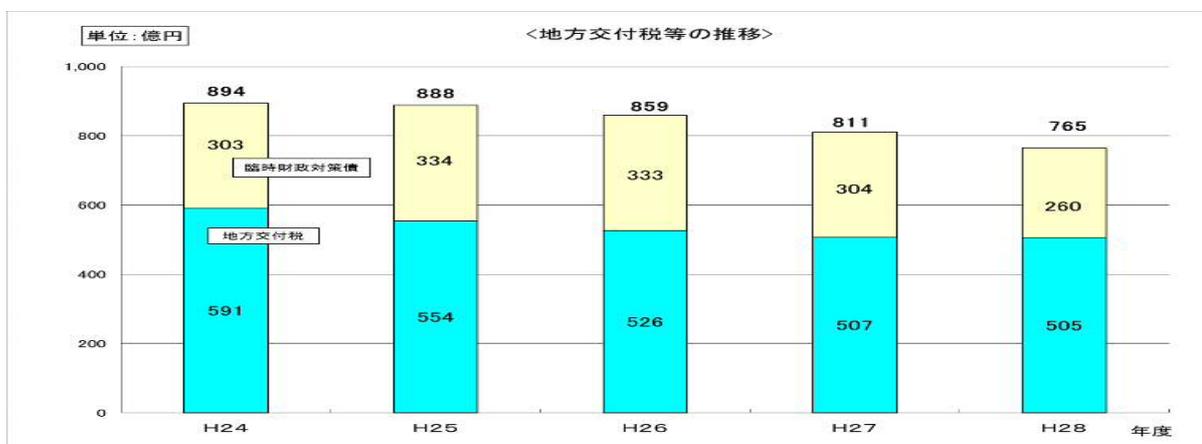
市税全体では個人市民税が増となる一方、法人市民税が減となった影響等により、1,561億27百万円と対前年度4億51百万円(△0.3%)の減となった。

- ・ 個人市民税は、給与所得等の増加に伴い所得割額が増となったことなどにより、467億59百万円と対前年度3億56百万円(+0.8%)の増となった。
- ・ 法人市民税は、国の税制改正により法人税割等の税率が引下げられたことにより、120億4百万円と対前年度8億85百万円(△6.9%)の減となった(改正前の税率であれば申告額は前年度を上回っている)。
- ・ 軽自動車税は、国の税制改正により税率が引上げられた影響等により、17億2百万円と対前年度2億21百万円(+15.0%)の増となった。
- ・ 市たばこ税は、たばこ離れによる売渡し本数の減少により、75億91百万円と対前年度1億38百万円(△1.8%)の減となった。
- ・ 市税収入率は、97.9%と前年度に比べ0.1ポイント上昇し、6年連続の上昇となり市発足以来最高の収入率となった。



② 地方交付税等 … 地方交付税、臨時財政対策債ともに減

地方交付税措置のある有利な市債の償還が進んだことなどにより、地方交付税505億7百万円と臨時財政対策債260億19百万円を合わせた総額は、765億26百万円で、対前年度45億67百万円(△5.6%)の減となった。



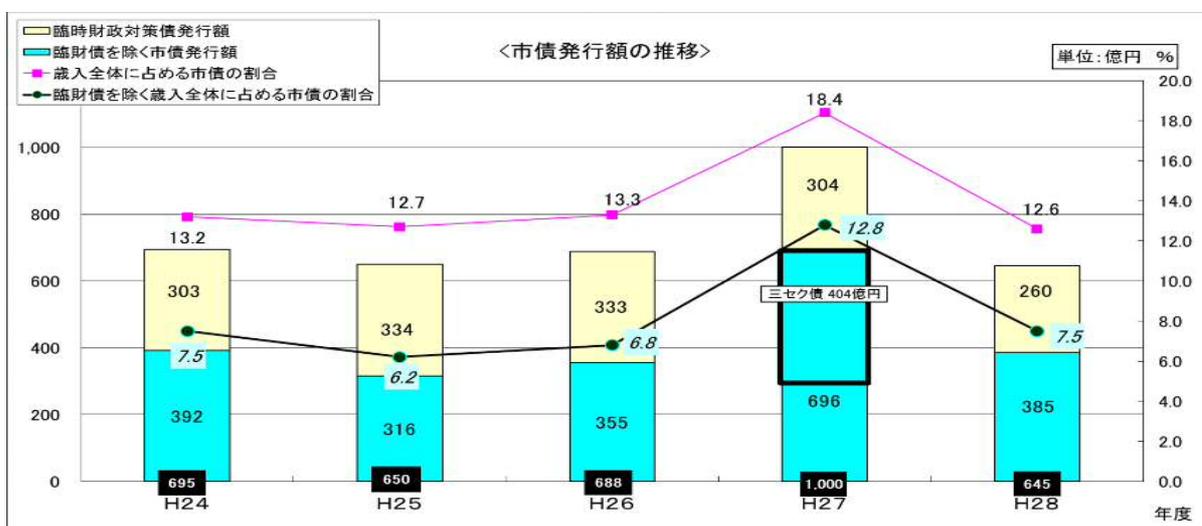
■臨時財政対策債…国の地方交付税への財源不足対策として、平成13年度に創設された地方債。その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税で措置される。

③ 市債発行額

… 臨時財政対策債を除く発行額は、対前年度311億円の減

地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債発行額は、384億32百万円で、前年度の三セク債発行の影響により対前年度311億87百万円(△44.8%)の減となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を5.3ポイント下回り7.5%となった。

なお、臨時財政対策債を含めた市債発行額は、644億51百万円で、対前年度355億34百万円(△35.5%)の減となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を5.8ポイント下回り12.6%となった。



(3) 歳出(性質別)の主な特徴

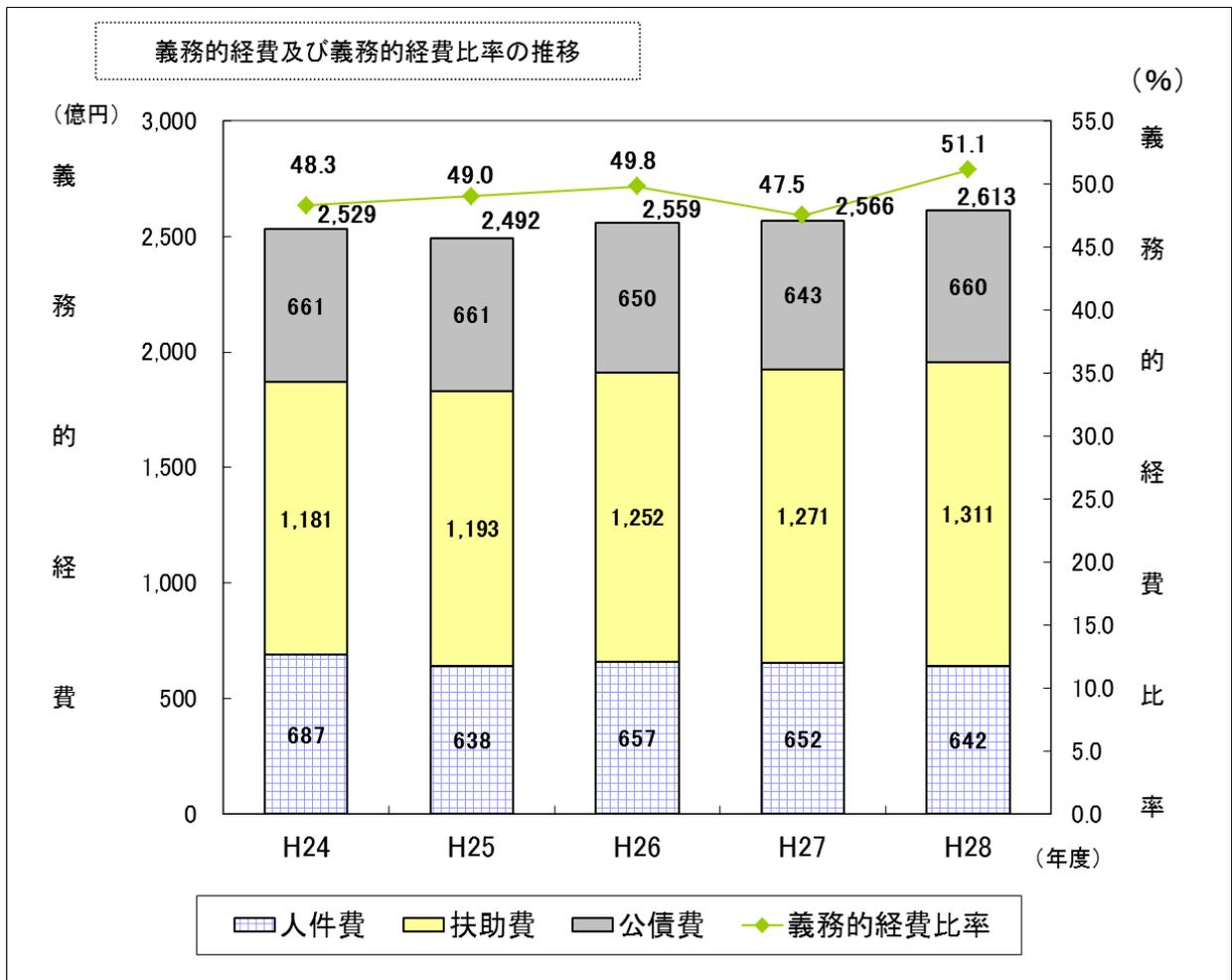
① 義務的経費 … 扶助費の増により3年連続の増

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は2,613億44百万円で、前年度を47億39百万円(+1.8%)上回り、3年連続の増となったことなどにより、義務的経費比率については、51.1%と前年度から3.6ポイント増加した。

人件費は、支給人員の減等により、対前年度9億31百万円(△1.4%)減の642億43百万円となり、人件費比率は、12.6%となった。

また、扶助費は、臨時福祉給付金や障害福祉関係経費の増等により、対前年度40億53百万円(+3.2%)増の1,311億30百万円となり、過去最高額となった。

さらに、公債費は、公債償還基金積立金の増等により、対前年度16億18百万円(+2.5%)増の659億71百万円となった。

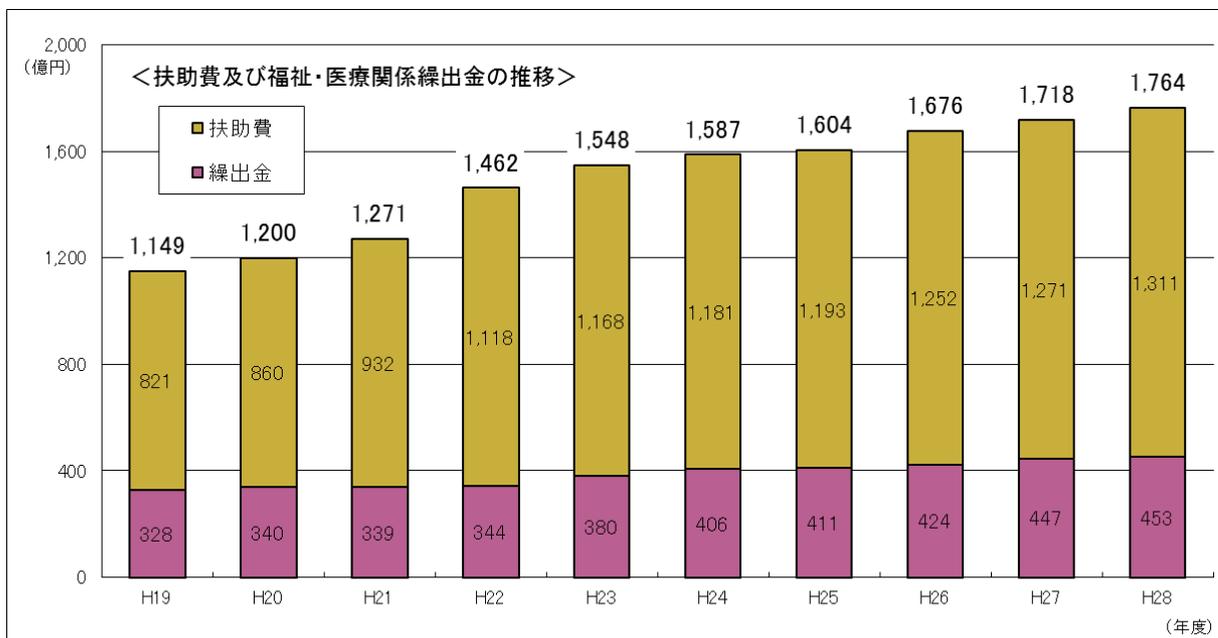


■ 扶助費…福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当での支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する経費

② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金

… 高齢社会の進展等に伴い、10年連続の増

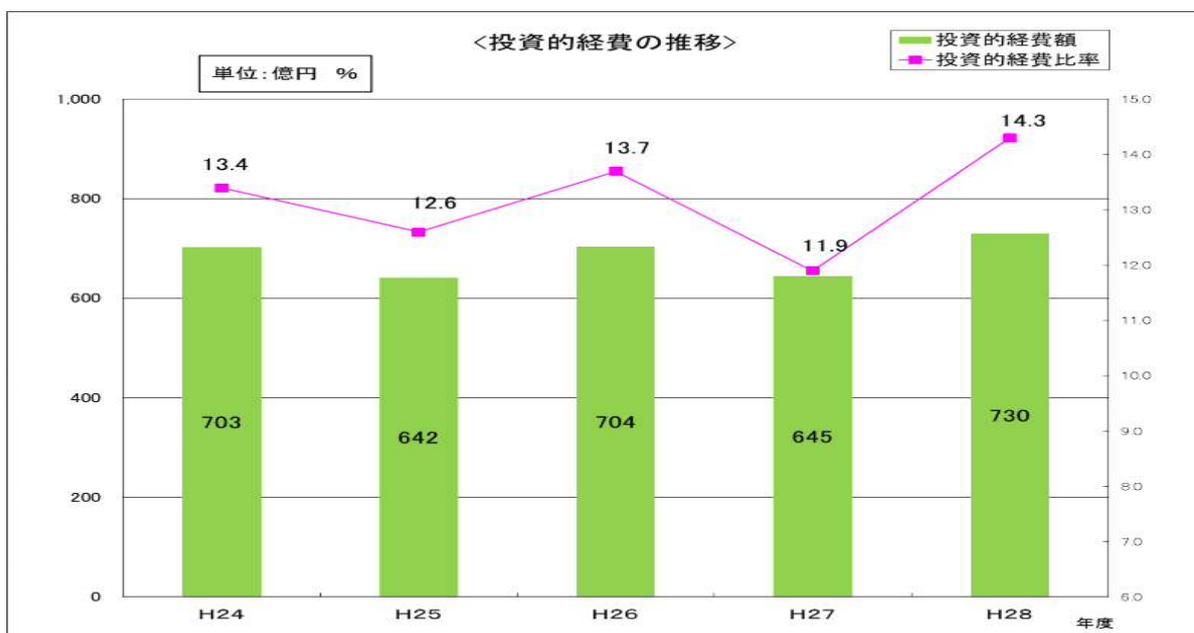
高齢社会の進展等に伴う扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、1,764億25百万円で、対前年度46億48百万円(+2.7%)の増と10年連続の増となった。



■ 福祉・医療関係繰出金…国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金

③ 投資的経費 … スタジアム整備事業による増

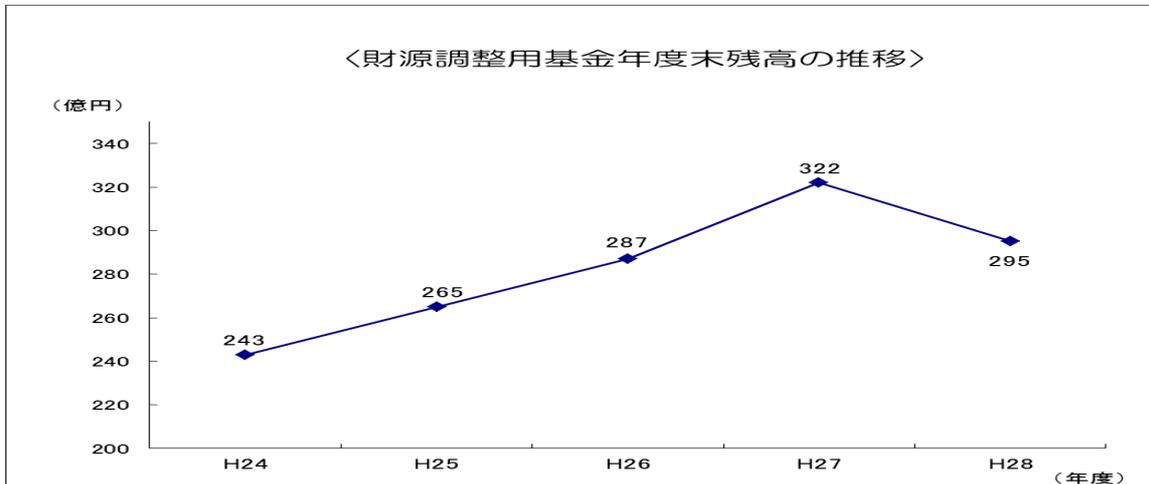
投資的経費は、スタジアム整備事業が98億円増加したことなどにより、730億21百万円となり、対前年度84億83百万円(+13.1%)の増となった。投資的経費比率は14.3%と前年度から2.4ポイント増加した。



(4) 財源調整用基金残高… 平成24年度以来4年ぶりに取崩

歳入面において、当初予算と比べて市税が13億円、株式譲渡所得割交付金等の県税交付金が5億円、土地売払収入が11億円、それぞれ下回ったことなどにより、平成24年度以来4年ぶりに財源調整用基金を取崩すこととなった。

これに伴い、平成28年度末における基金残高は前年度末の322億円から27億円減少し、295億円となった。

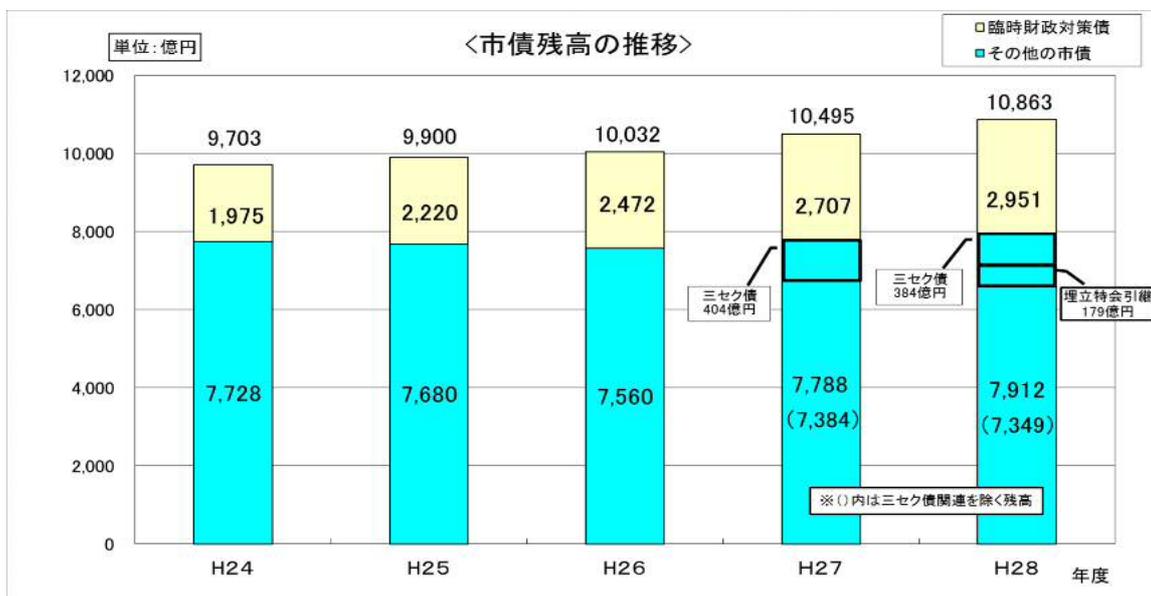


(5) 市債残高 … 三セク債関連を除く公共事業等にかかる市債残高は減少

臨時財政対策債を含めた市債残高は、1兆862億80百万円となり、対前年度367億81百万円(+3.5%)の増となった。

また、臨時財政対策債を除く市債残高は、7,911億59百万円となり、対前年度123億57百万円(+1.6%)の増となった。

なお、臨時財政対策債及び三セク債関連(三セク債及び埋立地造成特別会計引継分)を除く公共事業等にかかる市債残高は7,349億56百万円となり、対前年度34億75百万円(△0.5%)の減となった。



2 特別会計

○ 実質収支は22会計中19会計が黒字

北九州市の平成28年度特別会計決算は、歳入決算額5,710億62百万円、歳出決算額5,547億14百万円で、実質収支は157億85百万円の黒字となった。

22会計のうち、公債償還特別会計、土地取得特別会計、廃棄物発電特別会計が収支ゼロ、前記を除く19会計で実質収支は黒字となった。

3 企業会計

○ 損益収支は5会計中2会計が赤字

平成28年度企業会計決算において、損益収支は交通事業会計と病院事業会計の2会計が赤字となった。

(単位:百万円)

区 分	上水道事業	工業用水道	交通事業	病院事業	下水道事業
損益収支	2,498	476	△ 32	△ 1,234	1,578
単年度実質収支	335	16	△ 82	△ 340	△ 162
平成28年度末資金剰余	5,600	1,775	1,565	3,377	2,931

- (1) 上水道事業会計では、古賀市への水道用水供給開始による給水量の増による料金収入の増や宗像地区水道事業包括業務委託により収益が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より6億80百万円増加し、24億98百万円の黒字となった。
- (2) 工業用水道事業会計では、料金収入は減少したものの、退職給付引当金繰入額や減価償却費が減少したことなどから、損益収支の額は前年度より77百万円増加し、4億76百万円の黒字となった。
- (3) 交通事業会計では、輸送人員の減少により料金収入が減少したことや、職員給与費が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より1億6百万円減少し、32百万円の赤字となった。
- (4) 病院事業会計では、料金収入が増加したものの、職員給与費などが増加したため、損益収支の額は前年度より85百万円減少し、12億34百万円の赤字となった。

(5) 下水道事業会計では、受託事業による収益が減少したものの、企業債利息も減少したことなどから、損益収支の額は前年度より2億58百万円減少し、15億78百万円の黒字となった。

4 平成28年度における収支改善の取組み

「北九州市行財政改革大綱」等に基づく収支改善効果額は、29億円を確保した。

効果額は一般財源ベース(単位:億円)

区 分		効果額	備 考
歳 入	特別会計の剰余金の活用等	8	・廃棄物発電特別会計や競輪、競艇特別会計の剰余金の活用 など
	保有株式の売却等	1	・NTTドコモ株売却収入 など
	小 計	9	
歳 出	職員数の削減等人件費の見直し	10	・人件費の削減 ・持家に係る住居手当の廃止 など
	事務事業の見直し	10	・事務事業の見直し(裁量的経費の削減等) など
	小 計	20	
平成28年度における経営改善額		29	

5 健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた健全化判断比率等は、フローとストックの両面から財政の健全性を総合的に判断するものである。

(1) 実質赤字比率 … — % 【H27: — %】

(実質黒字のため、比率なし)

一般会計等の実質的な赤字額の標準財政規模(自治体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成28年度決算において実質黒字であったため、実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準

早期健全化基準	11.25%
財政再生基準	20.00%

一般会計等: 一般会計、土地区画整理、土地区画整理清算、公債償還、住宅新築資金等貸付、土地取得、母子父子寡婦福祉資金、臨海部産業用地貸付の各特別会計

(2) 連結実質赤字比率 … — % 【H27: — %】

(実質黒字のため、比率なし)

企業会計等を含む市全体での実質的な赤字額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成28年度決算において実質黒字であったため、連結実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準

早期健全化基準	16.25%
財政再生基準	30.00%

(3) 実質公債費比率 … 13.7% 【H27: 12.6%】

地方債償還額及び地方債の償還に準じる歳出額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。3ヶ年平均で算出する。(27年度: H25~H27、28年度: H26~H28)

前年度から1.1ポイント増加したが、これは三セク債の償還が始まったことなどによるものである。(H25とH28の単年度比較)

■本市に適用される基準

地方債許可制移行基準	18.0%
早期健全化基準	25.0%
財政再生基準	35.0%

(4) 将来負担比率 …… 187.9% 【H27:188.3%】

一般会計等の地方債残高をはじめとした、将来負担することが見込まれる各種経費の総額の標準財政規模に対する割合によって、市の将来に向けた財政運営の健全性を表す指標。

前年度から0.4ポイント減少したが、これは交付税措置のある臨時財政対策債の増などにより地方債残高は増えたものの、公共事業等に係る地方債残高が減ったことなどによるものである。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 400.0%

(5) 資金不足比率 …… — % 【H27: — %】

(資金不足を生じた会計がないため、比率なし)

公営企業会計ごとの資金不足額が、営業収益等の事業規模に対してどの程度の割合があるかによって、公営企業会計の経営の健全性を表す指標。

平成28年度決算においては、前年度と同様、公営企業会計全てにおいて資金不足を生じていないため、資金不足比率はない。

■本市に適用される基準 経営健全化基準 20.0%

健全化判断比率等が基準以上となると…

■早期健全化基準以上である場合 → 【自主的な改善努力による財政健全化】

- ・財政健全化計画(公営企業会計においては、経営健全化計画)の策定の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会及び総務大臣に報告
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告

■財政再生基準以上である場合 → 【国の関与による確実な再生】

- ・財政再生計画の策定及び計画に基づく予算編成の義務付け
- ・財政再生計画の内容を総務大臣に協議し、
 - 同意がない場合＝災害復旧等、一定の場合を除く地方債の起債を制限
 - 同意がある場合＝収支不足額を振り替える地方債(再生振替特例債)が起債可能
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告(予算の変更等を含む)

実質公債費比率推移

